

# 専門職大学院の社会的意義と大学の公共性

—大学と社会との接点領域における社会科学分野の役割—

出 口 英 樹

## 【序章】社会科学と大学の教育機能の意義

2003年7月に国立大学法人法が成立し、2004年度から国立大学が法人化されることとなった。同法の第2条には「『国立大学法人』とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう」とあり、設置者としての大学法人と大学そのものが別物であることが明示されているが、事実上は大学自身が研究や教育だけではなくその運営方針をも決めていくことになろう<sup>1</sup>。そして独立採算制と自主予算を獲得した国立大学法人は、従来から学校法人がそうであったように、学生納入金以外の資金調達の道を探らなければならなくなる。

また、学術的要求として大学に籍を置く研究者が企業などとの共同研究を志向するようになってきた。大型放射光施設のような大規模な実験機器や計測機器を必要とするビッグ・サイエンスと呼ばれる研究領域にとって、独り大学のみで十分な研究成果を挙げることはもはや不可能である。一方、企業の側も大学との連携にその本質たる利潤追求の可能性を認めるようになってきている<sup>2</sup>。長引く不況によって研究部門の予算を十分に確保できない企業が、大学の持つ研究能力を自社の商品開発に生かしたいと考えることは自然な成り行きであろう。

こうして大学も企業もお互いをパートナーであると考えた土壌が整備され、実際に大学と企業の共同研究や、その研究成果を生かすための大学からの起業が起こってきている。このような産学協同によって大学も金銭的利潤が得られるならば、それは大学にとって1つの資金調達手段となり得るだろう。加えて「科学技術創造立国」を目指す国家的な要求からも大学と企業の連携は推奨され、国策的にも推進されてその制度や組織が整備されてきている<sup>3</sup>。

従来、産学協同が積極的に行われるのは工学系の諸研究分野が中心であった。産業化という観点からも製造業を始めとする企業とのマッチングという意味合いからも、最も産学協同に適している研究領域が工学系及び自然科学系の諸分野であることは容易に想像ができる。さらに、産学協同を「大学と企業の連携」と「大学からの起業」に大別した場合、いずれも大学から産業界への知識の移転が起こっていると見ることができるが、この移転される知識は大学の「研究機能」によって創出される。すなわち、大学と社会の接点事例の1つと見做し得る産学協同において、大学の「教育機能」はほとんど作動していないことが分かる。よって、筆者自身のものを含む産学協同を取り上げた先行研究において、工学・自然科学系と人文・社会科学系の複合体としての大学、あるいは研究と教育の総体としての大学が社会との接点部分にどのように関与しているのか、あるいは今後し得るのか、十分に言及できていないものと考えられる。

このような課題意識に基づき、人文・社会科学系諸分野における社会との接点の実情と可能性

を探ってみることが肝要である。本稿では大学と産業社会の新しい接点として社会科学系の専門職大学院に注目して考察を試みたい。このことには以下の3点の意義があると思われる。すなわち、①従来、産学協同で注目されたのは工学・自然科学系（理系）だが、社会科学系（文系）にも意味があることを実証する、②従来、産学協同で注目されたのは大学の研究機能だが、教育機能にも意義があることを実証する、③その結果、新しい大学＝高等教育の公共性を専門職大学院の中に見出すことが可能かを検証する、である。これによって専門職大学院が研究と教育（新しい理論の構築とその教授）の両面で社会的な意義が認められること、その結果としてそれが大学の新たな公共性を担保し得る可能性を示すことが本稿の目的である。

なお、本稿では「産学協同」という言葉を「学術」と「産業社会」の接点という広い意味であると捉えたい。既述した「大学と企業の連携」や「大学からの起業」という概念を内包するものとして「産学協同」を定義する。そして、必ずしも産業社会と限定できない一般的な意味での社会と大学の接点については「大学と社会の接点領域」などと呼称することを断っておきたい。これは「大学と社会の接点領域」の1形態として「産学協同」が存在するという認識によるものである。

## 【第1章】 大学と社会の新しい接点組織としての専門職大学院

### 〔1〕 教育の公共性と大学

企業と大学の連携、あるいは産業界と学術界の協調関係が強調される趨勢の中で、人文・社会科学諸分野はどのような位置付けを確保できるであろうか。それは端的に述べれば、人文・社会科学の分野での産学協同の実施あるいは高度職業人の養成は可能であろうか、ということである。そして、そこに公共性が見出されるならば、それは大学への公費投入に対するアカウントビリティを充足し得るだろう。それを考える端緒として、本稿では人文・社会科学の中でも特に社会科学系の専門職大学院を取り上げることとする。

ところで、「公共性」を定義することは非常に難しい。例えば山口定は「正当性基準としての公共性」という観点から「社会的有用性」または「社会的必要性」、「社会的共同性」、「公開性」など8つの項目から成る「公共性基準」を提言しているが<sup>4</sup>、本稿では公共性を「社会的有用性」または「社会的必要性」から導き出される「公費投入の合理性」であると捉えたい。

教育は準公共財であるとされるが、それは教育が映画館や公園と同様に「排除可能性を持ちながら非競争性を満たさない場合がある」という準公共財としての特質を持つからに他ならない。しかし、むしろ「教育を受けることが個人の利益をもたらす観点を強調する受益者負担の思想と異なって、教育が個人的利益のみならず、広く社会的・国家的利益をもたらす<sup>5</sup>」という観点、すなわち「社会の構成員を養成するための活動である教育が、税金で賄うに足る公共政策の実現形態として捉えられるからこそ公共性を帯びる」という教育の持つ実用性に注目した説明の方が説得的である。公共財や準公共財の性質を持った活動や組織に公費投入を考える場合、その活動内容と社会的な意義に注目しなければ、例えば映画館が公費によって運営されるような事態も生じかねないだろう。いずれにせよ、高等教育機関である大学の公共性も第一義的には教育の公共性によって説明が可能である。

そこで、社会科学系の学問分野の社会的な位置付けや意義について肯定的な仮説を立て、実証

と思考実験を交えて検証を試みたい。具体的には、まず大学における各学問研究領域が社会との接点領域においてどのようなポジショニングが可能かを想定する。どのような領域が産学協同や高度職業人養成に貢献し得るのか、逆にどのような分野は貢献できないのかを考えてみるのである。次に、そのうち社会科学諸分野のポジションを想定する。社会科学の研究領域が具体的に大学の公共性にどのように関与できるのかを分析する。これによって産学協同に適する研究分野と適さない研究分野の存在と、それが理系文系という仕切りとは必ずしも一致しないことの指摘できるものと考えている。

## 〔2〕産学協同組織の時系列的整理

筆者のこれまでの研究では、産学協同を志向する組織は大きく分けて「コーディネーション」（企業と大学のマッチング）に係るものと「インキュベーション」（大学からの起業支援）に係るものに整理され得ることを指摘し、それぞれを「コーディネイター」「インキュベーター」と呼称した<sup>7</sup>。1987年に臨時教育審議会の最終答申を受けて国立大学に企業からの共同研究などの申し込み窓口として学内コーディネイターである「共同研究センター」が設置され始めた。続く1995年に制定された科学技術基本法の「若手研究者育成」という理念を具現化したものとして、理系の大学院生が在籍する国立大学に大学からの起業を支援する学内インキュベーターである「ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（VBL）」の設置が始まった。そして1998年、大学等技術移転促進法が制定されると、同法第4条によって承認された「技術移転機関（TLO）」が大学の内外に誕生を見ることになった。大学と企業との言わばお見合いであるコーディネーションは「産学連携」に、大学からの企業立ち上げを支援するインキュベーションは「大学からの起業」に大きく関与していると言える。以上が日本における産学協同組織の組織整備の時系列的概観である。

しかし、これらはいずれも大学における研究機能（知的資源の産出）に注目したものであって、学生の起業を支援するという側面のあるVBLにはやや教育的要素があるものの、大学の教育機能（人的資源の産出）はほとんど作動していないと表現しても差しつかえない。また、VBLは理系の大学院生の存在が前提となっており、文系の学問分野については考慮されていない。産学協同あるいは産学連携、大学からのベンチャー立ち上げといえ、工学系の学問領域の話であると考えるのが一般的であろう。実際に国立大学の共同研究センターはその多くが工学部の関与するものであり、例外があるとしても農学部など理系学部、その中でも応用科学としての側面が強い学問領域が関与するものである<sup>8</sup>。さらに、TLOも理念的には大学での学問研究領域の全分野の特許を扱うものであるが、実際に大学で誕生する特許の多くが工学系のものである<sup>9</sup>。

このように、一般的に「産学協同」といった場合、そのほとんどがいわゆる理系分野の事象であり、文系の学問領域が企業と協力して何らかのプロジェクトを遂行したり、文系学部の教官がベンチャー企業を立ち上げるといったことは非常にレア・ケースである。一方、1999年に登場した専門大学院は社会科学系の学問分野における職業教育を志向したものであった<sup>10</sup>。これが2003年に設置が始まる専門職大学院へとつながっていくわけだが、大学と社会の接点における社会科学系学問分野の位置付け、さらにはそこでの大学の教育機能の位置付けを考える上で、専門職大学院は注目すべき存在であると考えられる。

[3] 専門大学院と専門職大学院

1998年の大学審議会の答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」を受けて1999年より既存の大学院修士課程に高度職業人養成課程が設置可能となった。しかし、専門大学院制度はたった4年で終焉を迎えることになる。その理由は以下のようなものであった。専門大学院は従来の修士課程の1形態として設置されており、①実務的なコース・ワークの積み上げだけでは修了できず修士課程の共通要件として研究指導を受けて研究成果の審査を受けることが必要であること、②教員組織についても研究指導が可能な教員を相当数揃えなければならないこと、③教育内容に拘わらず修業年限や必修単位数も一般の修士課程と同じであること、④他の修士課程との違いをアピールできるような制度的位置付けがなされていないこと、である<sup>11</sup>。このような問題点の深刻さは、1999年から2002年までの4年間に専門大学院として開設されたのが国立と私立を合わせてたった6つの研究科または専攻だけであったという事実に端的に表れている<sup>12</sup>。

また、時期を同じくして司法制度改革の一環としての大学院における法曹養成制度、すなわち法科大学院構想が登場してきていた。そこで、専門大学院の問題点を解消し、法科大学院構想の実現を目指すため、中央教育審議会は2002年に「大学院における高度職業人養成について」と「法科大学院の設置基準等について」という2つの答申を発表した。これらを受けて専門大学院を発展的に解消する形で2003年から登場したのが専門職大学院である<sup>13</sup>。専門職大学院は表1に掲げる8大学10研究科でスタートすることとなった（設置年度が2003年以前のもは専門大学院から専門職大学院に衣替えしたものである）。

【表1】現在設置されている専門職大学院一覧

| 大学   | 研究科      | 専攻       | 設置年度  |
|------|----------|----------|-------|
| 一橋   | 国際企業戦略   | 経営・金融    | 2000年 |
| 京都   | 医学       | 社会健康医学系  | 2000年 |
| 神戸   | 経営学      | 現代経営学    | 2002年 |
| 九州   | 医学系教育部   | 医療経営・管理学 | 2001年 |
|      | 経済学教育部   | 産業マネジメント | 2003年 |
| 青山学院 | 国際マネジメント | 国際マネジメント | 2001年 |
| 芝浦工業 | 工学マネジメント | 工学マネジメント | 2003年 |
| 中央   | 国際会計     | 国際会計     | 2002年 |
| 早稲田  | 公共経営     | 公共経営     | 2003年 |
|      | アジア太平洋   | 国際経営学    | 2003年 |

（読売新聞のウェブ・サイト(<http://www.yomiuri.co.jp/education/kouza/nyushi030801.htm>, 2003年9月1日)より筆者作成)

この表からも分かるように、専門職大学院の多くは「経営」または「マネジメント」というキーワードが専攻の名称に冠されており、それらが経営学と多分につながりがあることを示している。このことは経営学という分野が専門職大学院に適している、あるいは経営的な専門知識を持った人材が社会から渴望されていることを示唆していると言えよう。アメリカでは大学院が高度な経営的知識を持った人材をMBA (Master of Business Administration = 経営学修士) として輩出しているが、これら経営学系の専門職大学院は日本版MBAコースと呼称されている。

本稿が専門職大学院に注目する理由は、それが専門大学院の挫折を受けて創設されたものであり、法曹という具体的な専門職業人養成という明確な理念をも内包し、そして次章で見られるようにそれらを踏まえた制度設計が為されているからである。産業界で活躍する人材養成は社会における大学の基本的機能であり、目新しいものではないかもしれない。しかし、理念だけを掲げた専門大学院が4年で終焉した事実は、もはや既存の大学制度では十分な産業界からの要請に応え得る職業人を輩出することができないことの証左であると見ることができよう。

#### [4] 専門職大学院の公共性

ここで、次章において検証する仮説を改めて明示し、それをいかに検証するのか簡単にまとめておきたい。前提となる考え方は「専門職大学院の活動は社会的に意義がある」ということである。専門職大学院を修了した人材には社会的なニーズもあるし、高度な専門的知識を持ったプロフェッショナルが増えることは社会全体にとってもプラスである。その結果、社会全体が幸福となるならば、専門職大学院には大きな意義が認められることになる。

これを検証するために、実際にスタートしている専門職大学院の事例としてMBAコースに注目する。さらに、現在設置が検討されている公共政策大学院、法科大学院については思考実験を行うこととしたい。経営学は組織経営を理論化する学問であり、それは営利企業のみならずNPO (Non Profit Organization) や学校のような営利を目的としない組織の経営にまで有効な視座を提供できるものと考えられる。実務法学は専門職大学院が設立されるに至った大きな要因である法科大学院構想に見られるように、実務家としての法律専門家を養成するための学問領域である。そして公共政策学は専門的な知識を持ち政策を立案することのできる公務員を社会に供給することを可能にする。よって本稿ではこれらの学問領域及びその大学院（経営大学院、法科大学院、公共政策大学院）に注目する。

ところで、本田由紀は日本における大学院レベルの職業人養成について「量的後進性」と「質的な問題点」を指摘している<sup>14</sup>。量的後進性とは先進国と比較して日本では大学院在学者率が低く、よって社会人大学院生も相対的に少ないことであり、このことが大学院の規模の拡大と大学院における職業人養成の推進という政策を後押ししたのは無理のないことであった<sup>15</sup>。つまり職業人養成のための大学院拡充という政策は、専門職者に対する社会的需要に応じる必要に迫られて実施されたものというよりは、むしろ大学院在学者数や在学率を他国並みにしようという色合いが強いものだったと見るのであり得るのである。

そして、この半ば無反省な政策の推進が質的な問題点を生じさせる。すなわち、日本の大学院における社会人教育は高度職業人養成という側面だけでなく、教育の対象として「社会人」が強調される場合は「生涯学習社会」というフレームにおいて議論されることにもなり得る<sup>16</sup>。「生涯学習社会の構築」の必然化する要因として2001年度の『文部科学白書』は、社会・経済の変化（知識や技能を絶えず向上させる必要性）、学歴社会の弊害（形式的な学歴に依らない能力の正しい評価の必要性）、社会の成熟化（心の豊かさや生き甲斐のための学習ニーズ）という3点を挙げている<sup>17</sup>。しかし「生涯学習」の場として「大学」が捉えられた時、これらのうち1つ目の「社会・経済の変化」に力点が置かれるようになる<sup>18</sup>。よって、日本における職業人養成のための大学院の整備拡充は、極言すれば生涯学習社会の添え物と捉えることが可能であり、少なくとも

生涯学習社会実現の方策の1つであるという判断は間違っていないと考えられる。

そして本田は、このような経済的・社会的な人材ニーズに基づく大学院拡充について以下の3つの問題点を指摘する。すなわち、①大学院で養成される「高度職業人」を具体的かつ切実に必要としている職種や領域の不明瞭性、②そのような高度職業人の育成のコストと責任は誰が負うべきかという観点の欠如、③教育の機会均等という視点の欠如、である<sup>19</sup>。これらの指摘についても、仮説の検証とともに次章の最後で考察を試みたい。

## 【第2章】大学の公共性と専門職大学院

### 〔1〕大学における職業教育

13世紀にヨーロッパで大学が誕生して以来、大学とは本来的には学問教育の場であり、職業教育すなわち実業界で活躍する人材を育成するのは専門学校の仕事であった<sup>20</sup>。大学はその黎明期においては王侯貴族やブルジョワジーによって維持され、現在は国家が大学をサポートしているという側面が大きくなっている<sup>21</sup>。国家が大学をサポートするということは、公費すなわち税金で大学の活動費が賄われるということである<sup>22</sup>。公費が投入されるということは、そこに何らかの公共性が存在することを意味している。

大学の公共性は学問の公共性とほぼ同一視できると考えられるが、それは知識を教授し伝達するという教育の公共性によって説明ができる。つまり、学問の公共性は教育の公共性によって担保されるものであり、研究とは教授され伝達されるべき知識を生産する活動であると考えることが可能である。今日の大学における研究の公共性が教育の公共性の延長線上に位置付けられるか否かは論争的であり、筆者の問題関心の1つである大学から社会への技術移転の公共性がさらにその延長線上に置かれ得るかどうかの判断は今後の課題として留保される。しかし、専門職大学院は高度職業人という人的資源を養成する教育機関であり、その公共性はまさに教育の公共性で語るができるのである。

ところで、大学における職業教育となると、ヨーロッパの大学とは異なる成立の仕方をしたアメリカの大学が先駆的事例といえよう。アメリカの大学におけるプロフェッショナル・スクールは高度な知識や技能を持つ専門職業人を養成する大学院であり、医師を養成するメディカル・スクール、法曹を養成するロー・スクール、先述したMBAを育成するビジネス・スクールなどが知られている。アメリカの大学において学部教育とは主に普通教育の場であり、大学院段階で学術研究者を養成する研究大学院と高度な職業教育を施す職業大学院に分かれるのである<sup>23</sup>。そして、これら専門職養成大学院は「M.A.」(学術修士)や「M.S.」(科学修士)あるいは「Ph.D.」(学術博士)といった学術学位ではなく、「MBA」(経営学修士)や「M.D.」(医学博士)、「J.D.」(法学博士)などの専門職学位を出すことによって、学術研究者養成のための大学院とは一線を画している<sup>24</sup>。

一方、日本の大学はそもそもドイツ的なものであり、大学院といえば研究者養成コースであった。しかし第2次世界大戦後、それまでのドイツ的な大学制度からアメリカの大学に倣ったものへと転換した。だがそれは完全な模倣ではなく、大学院は学術研究者を養成するところであるという戦前の伝統は生き続けることとなった。すなわち、日本の大学院が出す学位は、「修士(文

学)」「修士(教育学)」「博士(経済学)」「博士(理学)」など研究領域の差によって日本語表記の場合は差異が生じるものの、それらを翻訳すれば修士号は全て「M. A.」または「M. S.」、博士号は全て「Ph. D.」である<sup>25</sup>。つまり、日本の大学院は伝統的または制度的に学術学位しか出ささない(出せない)大学院だったのである。1999年に設置された専門職大学院も基本的に既存の修士課程の範疇で設置されたものであり、学位も従来と変わらないものであった。すなわち実情はどうかあれ「大学院＝研究者養成機関」という制度的伝統は2003年に専門職大学院が登場するまで続くことになる。

## [2] 経営大学院の誕生とその背景

2003年に登場した専門職大学院は、日本の伝統的な研究者養成大学院という枠組みを外し全く新しい大学院である。この大学院は学術研究者ではなく実社会において活躍が期待される高度職業人を養成し、学術学位ではなく専門職学位を出すことができる。専門職学位とは「経営管理修士(専門職学位)」、「法務博士(専門職学位)」などと表記して学術学位と差別化を図る<sup>26</sup>。

企業経営を始めとする組織経営の理論枠組みとして成立している経営学は、実際に会社組織を動かす場合にも有用であろうことは想像に難くない。また先行研究においても、社会人大学院生の専攻分野としては経済・経営学系と工学系が飛び抜けて多いことが示されており<sup>27</sup>、社会人の再教育分野として経営学が1つの柱となっていることが分かる。経営学が社会人学生に支持される、あるいは社会的に求められる理由として、以下の3点が考えられるだろう。

1点目は、実際に力を持ったMBAを待望する企業が存在し、その力をキャリア・アップに生かしたいと考える社会人も存在するということである。企業がMBA取得者を欲するということは、MBAコースにおける教育内容を身に付けた人材が欲しいということであり、また、すでに職を持ちながら、さらに知識や技能を身に付けたいと考える学生の存在は、教育内容を自分の職業に生かしたいと考えているということの表れである。例えば慶應義塾大学のMBAコースの修了者に対する企業のニーズはかなりのものであるという<sup>28</sup>。これらは、今までの学部卒段階のいわゆる「文系就職」では考えられないことである。

従来、文系の就職である事務職の採用においては、どこの学部を卒業したかを問わない場合が多かった。市川昭午は、工学系の大学院修了者の就職についても「どこまで修士課程の教育を積極的に評価してのことか疑わしい」とさえ述べている<sup>29</sup>。ましてや学部卒で就職していく文系の場合にはなおさらのことであろう。また市川は1993年時点の社会的情勢を踏まえながら、文系修士課程の拡大とその修了者の一般企業への就職について、社内での修士課程修了の理工系人材とのバランスを保つためのスクリーニング機能に着目して文系の修士学位が意味を持つようになる可能性を指摘している<sup>30</sup>。それは学術研究者養成機関としての伝統を引きずったままの大学院における教育を想定したものであると考えられる。

しかし、実際には大学院を修了したことというシグナルにのみ注目するのではなく、そこでの教育内容を実際に習得しているか否かが問われるようになってきていると見る方が現実分析としては妥当である。先述した慶應義塾大学のMBAコースの事例は専門職大学院が設置される以前の2001年段階でのことであり、また2003年度現在もなお専門職大学院とはなっていない従来型の大学院である。つまり、そこで出される学位は専門職学位ではなく従来の学術学位であり、にも

拘らずその修了生に企業からのニーズがあるということは、そこでの教育内容を企業が評価しているからに他ならない。

経営学が社会的に求められる2点目の理由として、グローバリゼーション（またはアメリカナイゼーション）の影響が挙げられよう。日本では「経営者」が専門職化しなかったため、それが国際競争力の向上を阻害した可能性が指摘され得る。日本の企業において「社長」といえば比較的高齢の人物像を想像するのが一般的であるが、例えば1996年にフォードの傘下となったマツダの社長として1999年に就任したマーク・フィールズ氏は当時38歳の若さであった。フィールズ氏はハーヴァード大学のビジネス・スクールでMBAを取得している<sup>31</sup>。日本でも「若くて、フットワークが軽くて、しかも経営が分かっている人間」を望む企業が増えているというが<sup>32</sup>、このことと企業のグローバル化は無関係ではないだろう。

3点目として、起業を志す者が経営のノウハウを知るために経営学を学ぶ可能性、あるいはベンチャー企業における経営者の養成に対するニーズの存在を提示しておきたい。大学からベンチャー企業を興す場合、その商品の基礎となるシーズ（主に工学部の研究成果）、起業システム（大学から起業する場合の手続き）、起業支援システム（インキュベーター）は整備済みであり、「ないのはアントレプレナーだけ」という声がある<sup>33</sup>。つまり、大学からベンチャー・ビジネスを立ち上げる場合の社長または経営者の人材不足という現実があり、そういった人材の育成が急務となっているのである。

以上のような理由から、専門職大学院の大きな柱として経営大学院が注目されるのである。

### [3] 法科大学院と公共政策大学院の可能性

専門職大学院は法科大学院構想への回答として誕生に至った側面があることはすでに述べた。日本は先進諸外国に比べて法曹の絶対数も人口当たりの数も少なく、法曹の数を増やすことが急務とされている<sup>34</sup>。そのような状況の中で提案されてきたのがアメリカにおけるロー・スクールの日本版である法科大学院である。

従来、日本においては国家的あるいは公的な責務において法曹を養成してこなかったということが指摘できる。学校教育システムの中に法曹すなわち法律のプロフェッショナルを養うプログラムが組み込まれていなかったのである。法曹になるための資格試験である司法試験は国家が用意するが、それに向けて学習するプログラムは国家的には用意されていなかった。大学に法学部はあるが、それは学問としての法学を学ぶところである。法学を学ぶことは司法試験受験にとって不可欠であり、よって法学部出身であることが他学部を卒業するよりも有利ではあるが、それが司法試験受験の必要条件ではなかったのである。

紛争解決手段として裁判という手段が使いにくい、あるいは裁判をしても結審まで長い日数がかかるなど、法曹が少ないことによる弊害が指摘されることは多い<sup>35</sup>。よって弁護士や裁判官が増えることは国民にとって幸福なことであると判断されよう。むしろ、これまで学校教育制度において法曹を養成するシステムがなかったことの方を問題にすべきかもしれない<sup>36</sup>。医師すなわち医療のプロフェッショナルを大学の医学部という公的な学校システムで養成しているのと同様に、法律のプロフェッショナルを学校で育てることは国家の責務であるとさえいえよう。そして、そうした社会的に必要とされる人材を養成することが大学の、延いては学校教育システムの公共

性を担保し、アカウンタビリティを充足することにつながるのである。

ところで、表2は今後設置が予定されている法科大学院以外の専門職大学院である。これを見ると、東北大学と東京大学という2つの国立大学において公共政策大学院の設置が計画されていることが分かる。公共政策大学院とは公務員など広い意味での「政策」のプロフェッショナルを養成する大学院である<sup>37)</sup>。

【表2】2004年度以降に設置が計画されている専門職大学院（法科大学院除く）

| 大学   | 研究科           | 専攻            | 設置年度  |
|------|---------------|---------------|-------|
| 小樽商科 | 商学            | アントレプレナーシップ   | 2004年 |
| 東北   | 公共政策          |               | 2004年 |
| 東京   | 公共政策          |               | 2004年 |
| 東京理科 | 総合科学技術経営      | 総合科学技術経営      | 2004年 |
| 法政   | イノベーションマネジメント | イノベーションマネジメント | 2004年 |
| 早稲田  | ファイナンス        | ファイナンス        | 2004年 |
| 同志社  | ビジネス          | ビジネス          | 2004年 |
| 青山学院 | アカウンティングスクール  |               | 2005年 |
| 明治   | アカウンティングスクール  |               | 2005年 |
| 大阪工業 | 知的財産          |               | 2005年 |
| 関西学院 | アカウンティングスクール  |               | 2005年 |
|      | ビジネススクール      |               | 2005年 |

（読売新聞のウェブ・サイト [http://www.yomiuri.co.jp/education/kouza/nyushi030806.htm, 2003年9月1日]より筆者作成)

このような大学院あるいはその修了者が必要とされる背景には、地方分権という時代の流れがあるものと推察される。地方分権は地方自治体の裁量権の拡大を意味する。その結果、地方自治体の政策立案能力とその実行能力が問われることになるだろう。だが、従来は「3割自治」と呼ばれ国の出先機関のような側面の強かった地方自治体が自前でそのような能力を持つ人材を育成することは難しいと考えられる。こうして、公共政策大学院で訓練を受けた即戦力となる政策のプロフェッショナルが必要とされることになるのである。

また産学協同との兼ね合いでは、産学協同を推進するための政策立案の必要性が問われている。国によるベンチャー企業支援政策は多々見受けられるが、それらがなかなか利用できる状態になっておらず、現場の実情を理解した支援政策が欲しいという声がある<sup>38)</sup>。このように国レベルにおける政策立案においても従来のノウハウでは対応できない領域が誕生してきている<sup>39)</sup>。そういった新しい政策領域にも対応できる人材を生み出していくことが求められているのである。

公共政策とは国または地方自治体の実施する政策であり、国民の生活に大きく関与するものであることは言うまでもない。公共政策の立案と実行は非常に重要な責務であり、公共政策大学院とその修了者は社会的にも非常に重要な存在となろう。

#### 【4】教育の公共性と職業人教育

専門職大学院の意義について、経営大学院、法科大学院、公共政策大学院という3つの代表的事例を取り上げて見てきた。本稿では社会的有用性あるいは必要性を満たすということは公共性が認められるという意味であり、公共性が認められるものには公費投入の合理性がある、と捉え

てきたわけだが、上記3つの大学院は充分これに合致するものと考えられる。

ここで、前章の最後で見た本田の指摘する3つの問題点、すなわち①誰が高度職業人を欲しているのか、②誰がその費用を負担するのか、③教育の機会均等の視点の欠如（エリートがより一層エリート化する危険性）について考えてみる必要があるだろう。

また同様に、加藤毅は社会人大学院について以下の4点を問題視している<sup>40</sup>。すなわち、①高度職業人の養成の背景にある政策目標は明確化されていない（高度職業人の養成が個人的利益の増大ならば公費投入による実施は難しい）、②高度職業人が日本の経済発展に寄与するという考え方はもはや説得力を持たない（高度職業人は収益を生まない固定費用としてリストラが進むホワイト・カラー予備軍に過ぎない<sup>41</sup>）、③養成された高度職業人が新たな富を生むという成功モデルの提示もないままに既存の学問体系の延長線上に教育体系が構築されている、④仮に社会人大学院が国の経済発展に貢献したとしても、もはやそれが国民の福祉や生活向上には直結しない<sup>42</sup>、というものである。

本田の掲げる①については、本稿でも述べたようにその社会的なニーズは十分に認められる。また本田の指摘する②と加藤の言う①はほぼ同様の内容だが、これについては「どの学校段階の公共性が1番高いか」というテーマとも絡む問題であり、既存の学校教育システムとその財源に関する問題と同様なので、職業大学院の議論で個別に扱うことは難しいものとする。「高等教育と初等・中等教育のどちらが公共性が高いか」という問題は、要するにそこで伝達される知識、及びそれによって産出される人的資源がどの程度の社会的な有用性または社会の維持機能を持つかという問題に帰結する。よって、少なくとも知識量の増大（知識を持った者の総数の増加）は社会にとってプラスであると判断されよう。そして本田の指摘する③については、教育の公共性が機会の均等を前提条件としているか否かという問題に一般化されるだろうが、例えば学校教育法では後期中等教育についても「能力に応じて」という条件を付していることから考えると、大学院レベルでのエリート養成が教育の公共性に反しているとはいえないのではないだろうか。

加藤の指摘する②と③は、専門職大学院が実際に機能するか否かという問題としてまとめられる。本稿ではそれが機能する可能性を例示するものとして日本におけるMBAコースの現状を取り上げた。また制度設計という点では、加藤の想定する社会人大学院（旧来の大学院組織の枠内での職業人教育）と新たな制度としてデザインされた専門職大学院では若干の相違がある可能性は残されている。専門職大学院が理念通りに機能するならば、社会に有益な人材の供給源となり得よう。最後に加藤の言う④については、少なくとも本稿が言及したような大学院については国民の福祉や生活向上に寄与するものと判断される、というのが筆者の見解である。

そして加藤は上記の4点を踏まえ、社会人大学院の社会的役割に関する共通する指標がないとしており、その打開策として、視点を変えて社会的意義の評価を大学院修了者個人々の主観的判断に委ねて分析を試みている<sup>43</sup>。その結果、社会人大学院における教育が修了後の職業的利益に結びついているというよりはむしろ職業外の生活や内面の価値観の変化に強い影響を与えているという。これを加藤は「教育固有の価値の実現」と呼んでいる<sup>44</sup>。

「教育固有の価値」とは「人間形成」のことであり<sup>45</sup>、「教育を道具または手段とする」のではなくて「教育を受けること、学習することそのものが目的である」ということだろう。社会人大学院はそのような教育固有の価値が生きており、修了者の職業的な成功はその副次的産物である

と加藤は指摘する。この指摘は社会人大学院修了者の生の声を踏まえたものであり、的を射ているものではあろう。しかし、加藤の扱った社会人大学院と専門職大学院は似ているようで別のものである。少なくとも専門職大学院の理念は高度専門職業人を養成することであり、言わば教育をその道具と考えているといえる。この点において、専門職大学院は「教育固有の価値」に留まらない存在意義を秘めていると考えて差しつかえないだろう。

## 【終章】新たな高等教育の展開としての専門職大学院

大学改革が叫ばれて久しいが、ここ数年、大学はまさに激動の渦中にある。1999年の専門職大学院設置、2002年の21世紀COEプラン開始、そして2003年に本稿で取り上げた専門職大学院がスタートした。そして2004年4月、いよいよ国立大学が「国立大学法人」として独立行政法人化される。様々な改革方策が提案され、大学の組織やカリキュラムが改革されてきたが、この専門職大学院の設置と法人化は、大学組織の根源的な部分での機能変化と設置形態の変更という、これまでの改革とは根本的に異なる大きな改革である。

従来は研究者を養成するための組織であり、それを念頭に置いた形でデザインされていた大学院に、高度専門職業人の育成という全く新しい理念の下に設計され直したものが専門職大学院である。そして、大学そのものの設置形態の変更と法人格の付与という日本の大学史上最大級の改革が大学の組織や運営、さらには社会における大学の意義までも変えてしまう可能性がある。

法人となり自己決定権を持った大学が、それでも公費で支えられるのは、大学という存在あるいはそこでの活動に公共性が認められるからである。そして大学の活動範囲の質的变化と量的拡大が、従来は教育機関として教育あるいは学術の公共性という観点から文部科学省によって大学に投入されていた運営資金の出所の変化と拡大をもたらすものと思われる。その時、大学への公費投入の合理性を担保する新たな大学の公共性論を構築する必要があるだろう。

そういった意味で専門職大学院という存在は注目に値する。なぜなら大学で生み出された特許や発明などの知的資源を民間企業へと移転するTLOの業務の公共性は経済合理性から説明され得るものであり、実際に大学等技術移転促進法に基づく承認TLOへの国からの補助金は通商産業省から供出されている。だが専門職大学院という最も新しい大学組織は、産業社会との接点が極めて大きい産学協同組織の1つであると考えられるものの、しかしながらその機能は人的資源の産出であり、すなわち大学の古典的公共性の根拠である教育の公共性によってその公共性が説明できるものである。検討されている在学生への奨学金の上限引き上げや私立の法科大学院への補助金増額などの支援策<sup>66</sup>も、その教育的な意義に対する公費投入であることができてよい。

社会的な大学の意義付けとして経済活動あるいは企業化に役立つかどうかという指標を用いることには抵抗があるかもしれない。その理由として、本稿の導入部分で触れたように「役に立つ領域」すなわち産学協同に適するのは理系であり、文系は適さないという考え方が挙げられる。産学協同といえば理系の特定分野のみがクローズ・アップされるが、それは大学の一部分を一面的な指標で評価したものに過ぎない。よって、このような評価は受け容れられないと大学自身が考えるのは当然ともいえよう。だが、理系だからといって必ずしも企業と協力して利潤を生み出したり、その研究成果を用いてビジネスを興すことができるわけではない。それと同様に、文系で

あっても必ずしも大学外部とのタイ・アップや企業化が不可能であるとは限らないのである。そして、上記のような指標を用いてもなお評価できる分野は現在考えられている以上に存在し、教育の成果でも社会的な貢献はできる。そのことを端的に示すのが専門職大学院なのである。

- 1 国立大学法人の運営組織については出口英樹「日本における大学の法人化とその管理運営組織－大学法人化の地方国立大学と公立大学への影響」平成13－14年度文部省科学研究費補助金 基盤研究(C)(2) 課題番号13610294(研究代表者 江原武一)報告書『転換期の高等教育における管理運営組織改革に関する国際比較研究』2003年, 135－136頁を参照のこと。なお、この報告書では大学そのものが法人化するという事実誤認があることを断っておきたい。
- 2 出口英樹「日本における産学協同の今日的展開－科学技術政策と産学協同の大学への影響－」『教育行財政論叢』第5号, 京都大学教育行政学研究室, 1999, 90－91頁。
- 3 出口英樹「大学における産学協同組織の形成過程とその要因－企業との連携または研究の外部化に対応した大学の組織及び機能－」『教育行財政論叢』, 第7号, 京都大学教育行政学研究室, 2001年, 46－47頁。
- 4 山口定「新しい公共性を求めて－状況・理念・基準」山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明編『新しい公共性 そのフロンティア』有斐閣, 2003年, 19－26頁。
- 5 内閣府のウェブ・サイト内にある「国民生活政策ホームページ」の記事(<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koukyou/explain/ex04.html>, 2003年9月1日)を参照。
- 6 白石裕「教育財政」村山英雄・高木英明編著『教育行政学提要』ぎょうせい, 1987年, 246頁。
- 7 出口, 前掲, 2001年を参照されたい。
- 8 出口, 同前, 2001年, 46頁。
- 9 例えば関西TLO株式会社のウェブ・サイトで公開されている特許出願情報の項目は「土木・建築」「化学・薬品」「電気・電子」「無機材料」「食品・バイオ」「機械・加工」「化学・薬品」「情報・通信」などとなっている。<http://www.kansai-tlo.co.jp/patent/index.html>, 2003年9月1日。
- 10 坂東久美子「専門職大学院構想」『IDE 現代の高等教育』2002年12月号, 民主教育協会, 2002年, 4－5頁。
- 11 坂東, 同前, 5頁。
- 12 天野郁夫「専門職大学院の衝撃」12頁『IDE 現代の高等教育』2002年12月号, 民主教育協会, 2002年, 12頁。
- 13 天野は、専門職大学院は専門大学院の問題点を解消するために考案されたものではなく、むしろ法科大学院を実現するために登場したものであると指摘している。天野, 同前, 同頁。
- 14 本田由紀「研究の位置づけ」本田由紀編『社会人大学院修了者の職業キャリアと大学院教育のレトリバンスー社会科学系修士課程(MBAを含む)に注目してー分析編』東京大学社会科学研究室, 2003年, 9－13頁。
- 15 本田, 同前, 10頁。
- 16 本田, 同前, 同頁。
- 17 本田, 同前, 同頁に基づき筆者が整理。
- 18 本田, 同前, 同頁。
- 19 本田, 同前, 11－12頁。
- 20 教育制度研究会編『要説 教育制度 現代教育改革のための基礎知識 [全訂版]』学術図書出版社, 1984年, 30頁(桑原敏明執筆部分)などを参照した。
- 21 桑原政子『先端科学技術と高等教育ーアメリカ多元社会展望』学陽書房, 1994年, 92頁を参照。
- 22 19世紀後半に成立したドイツの大学は、自然科学系の新興科学を重視することによって国家的な発展に寄与し、政府の財政的支援を受けるようになった。江原武一『大学のアメリカ・モデルーアメリカの経験と日本』玉川大学出版部, 1994年, 20頁。

- 23 天野, 前掲, 11頁。
- 24 天野, 同前, 10頁。
- 25 例えば日本において医学部を卒業した場合, 英文の卒業証明書には「Doctor of Medicine」と記載され, 大学院博士課程で取得する博士号(医学)はPh. Dと訳するのが普通である。日本内科学会のウェブページ内にある「医学博士号の英文表記について」(<http://www.naika.or.jp/fellow/kaishi/11/113/facp/eibun.html#mujuyun>, 2003年11月16日)を参照。
- 26 坂東, 前掲, 7-8頁。
- 27 笹井宏益『『社会人大学院生の特性に関する調査』について』平成11-12年度文部省科学研究費補助金 基盤研究(B)(2) 課題番号11410081(研究代表者 鬼頭尚子)報告書『職業人再教育指向型大学院の構造分析とその展望に関する研究』国立教育政策研究所, 2001年, 5頁。
- 28 笹井宏益「慶応義塾大学大学院経営管理研究科」上記の科学研究費補助金研究(研究代表者 鬼頭尚子)の報告書, 104頁。
- 29 市川昭午「修士大学院の可能性」館昭編『転換する大学政策』玉川大学出版部, 1995年, 238頁。
- 30 市川, 同前, 241頁。
- 31 マツダ株式会社のウェブ・サイト (<http://www.mazda.co.jp/>, 2003年9月1日)を参照。
- 32 笹井, 前掲, 104頁。
- 33 2002年10月10日に大阪商業大学にて行われた創業・ベンチャー支援セミナー「大阪発・文系ベンチャーが拓くニュービジネス」における大阪市「大阪産業創造館あきないえーど」所長の吉田雅紀氏の講演による。
- 34 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書-21世紀の日本を支える司法制度-」2001年より。首相官邸のウェブ・サイト内の司法制度改革審議会のサイト (<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/>)を参照。
- 35 司法制度改革審議会, 同前。
- 36 本田は大学院における専門職養成について「そもそも海外と比較すると大学院の拡充が遅きに失した」としているが(本田, 前掲, 9頁), 法科大学院はまさにその評価が妥当であろう。
- 37 東京大学大学院法学政治学研究科のウェブ・サイト内にある公共政策大学院についての情報提供サイト (<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/ps-info/ps-brochure-j.htm>, 2003年9月1日)を参照。
- 38 上記の大阪商業大学のセミナーにおける株式会社イーロジット代表取締役の角井亮一氏の講演による。
- 39 法科大学院と並んで公共政策大学院も国が奨励する大学院であるとされる。読売新聞のウェブ・サイト内にある「教育ワンダーランド」の記事 (<http://www.yomiuri.co.jp/education/kouza/nyushi030804.htm>, 2003年9月1日)を参照。
- 40 加藤毅「社会人大学院における学習成果とその評価-教育固有の価値へと回帰する高度専門職業人教育-」本田由紀編『社会人大学院修了者の職業キャリアと大学院教育のレリバンス-社会科学系修士課程(MBAを含む)に注目して-分析編』東京大学社会科学研究室, 2003年, 45-46頁。
- 41 Heckscher, C. *White-Color Blues: Management Loyalties in an Age of Corporate Restructuring*, New York: Basic Book, 1995より加藤が引用したものを参照した。加藤, 同前, 46頁。
- 42 Reich, Robert B. *The Work of Nations: Preparing Ourselves for 21[st]-Century Capitalism*, New York, Knopf, 1991より加藤が引用したものを参照した。加藤, 同前, 46頁。
- 43 加藤, 同前, 46頁。
- 44 加藤, 同前, 84頁。
- 45 加藤, 同前, 85頁。
- 46 朝日新聞のウェブ・サイトの記事 (<http://www.asahi.com/edu/nyushi/TKY200308200342.html>, 2003年9月1日)を参照。

(博士後期課程3回生, 教育政策学講座)

## Raison D'etre of Professional Schools as the Publicness of Universities –The Role of Social Sciences in University-Industry Cooperation–

DEGUCHI Hideki

When we think about the university-industry cooperation, we tend to think of the research achievements in engineering or advanced science.

However, universities are now dealing with not only applied science but also basic science. The universities are constituted as a 'complex' of research and education.

Today in Japan, the professional schools, such as business schools and law schools and so on, have been brought into the limelight. They are thought to contribute to university-industry cooperation through the results of education.

The purpose of this paper is to analyze the Japanese professional schools and to clarify their publicness. Furthermore, the paper considers the meaning of them in society.

The conclusions of this research can be summarized as follows:

1. The role of the professional schools is very significant in society.
2. The publicness of professional schools can be understood by the publicness of education.
3. The professional schools sustain the overall publicness of universities.